

令和7年4月2日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進について

この度、標記に関し、厚生労働省職業安定局長、こども家庭庁支援局長より、本会宛てに、別添の通り周知の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省 職発 0401 第 7 号  
こども家庭庁 発こ支家第 150 号

令和 7 年 4 月 1 日

全国中小企業団体中央会 御中

### 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進について

平素より政府の各施策について、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親」といいます。）につきましても、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、就業面で一層不利な状況に置かれていることを踏まえ、厚生労働省では、令和 7 年度以降も、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金の支給等により、こうした方の雇入れを行う事業主の方への支援に取り組んでまいります。

また、こども家庭庁においては、ひとり親における安定就労を通じた中長期的な自立支援を目指す高等職業訓練促進給付金制度等のひとり親の就業促進に係る支援等も実施し、引き続き関係省庁が連携して、ひとり親の就業促進に係る支援等を図って参ります。

貴団体におかれましても、ひとり親を巡る状況について御理解を賜り、傘下の企業において、ひとり親の専用求人进行を設けるなど雇入れを促進していただくよう、引き続き周知をお願い申し上げます。

併せて、ひとり親の就業の促進を図るためには、母子・父子福祉団体等のひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効であることから、業務を外部委託される場合は、母子・父子福祉団体等の活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

令和 7 年 4 月 1 日

厚生労働省職業安定局長 山田 雅彦  
こども家庭庁支援局長 吉住 啓作



事業主の  
皆さまへ

# 「ひとり親」の就労をご支援ください

## 助成金制度と母子・父子福祉団体等のご紹介



### ■ひとり親の雇用促進にご協力をお願いします

母子家庭の母等や父子家庭の父（ひとり親）は、子育てと生計の維持を一人で担うため、就職をしようとした時に、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

事業主の皆さまにおかれては、ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、以下のようなご協力をお願いします。

- 最寄りのハローワーク（マザーズハローワークを含む）や「母子家庭等就業・自立支援センター」への求人情報の提供
- 助成金制度や母子・父子福祉団体等への業務外注を活用したひとり親就労のご支援



### ■ひとり親を雇用する場合、活用できる助成金があります

#### ★ 特定求職者雇用開発助成金

##### ① 特定就職困難者コース

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成します。

##### ② 成長分野等人材確保・育成コース

(ア) 就労経験のない職業に就くことを希望するひとり親を、成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主、または、(イ) 就労経験のない職業に就くことを希望するひとり親を雇い入れ、人材育成を行い賃金引き上げを行う事業主に、特定就職困難者コースより高額の助成金を支給します。

		中小企業	中小企業以外
特定就職困難者コース	短時間労働者以外	60万円	50万円
	短時間労働者	40万円	30万円
成長分野等人材確保・育成コース	短時間労働者以外	90万円	75万円
	短時間労働者	60万円	45万円

#### ★ トライアル雇用助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に、対象者1人当たり月額最大5万円（最長3か月間）の助成金を支給します。

★「特定求職者雇用開発助成金」と「トライアル雇用助成金」は併用できます。



#### ★ キャリアアップ助成金

ひとり親を正社員転換した事業主に、重点的な支援対象者として1人当たり最大80万円の助成金を支給します。

● 助成金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母等と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。詳しくは最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

## ■ 母子・父子福祉団体等への業務発注にご協力ください

母子・父子福祉団体とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、ひとり親家庭と寡婦の福祉の向上を目的とした団体です。母子家庭等就業・自立支援センターの運営をはじめ、育児・子育て関連業務や講習会・セミナーの運営などの経験が豊富です。

母子・父子福祉団体のほかにも、ひとり親家庭の支援を目的とした特定非営利法人（NPO）が多数あり、様々な事業を行っていますので、これらの団体への積極的な業務発注をお願いします。

よろしく願います

### 母子・父子福祉団体等にどんな業務を発注できる？



受注できる事業は、各地域の団体によって異なります。  
（一財）全国母子寡婦福祉団体協議会HPでも確認できます。

育児・子育て関連	託児サービス / 親子のふれあい交流 / 児童の訪問援助	
講習会・セミナー・相談会の運営・開催	パソコン教室の運営・講習会 / 地域の学習教室 就職準備・離転職セミナー / 養育費相談 キャリアカウンセリング相談 / 日常生活の相談 / 法律相談	
店舗・自動販売機の設置	自動販売機の設置 / 売店の管理運営 / カフェの運営	
施設の運営管理	清掃 / 職員寮などの管理 / 児童館の運営管理	
地域の安心確保	地域の見守り / 市民共働型の自転車利用適正化事業	
事務委託	資料・パンフレットなどの封入・配送 / 会議の議事録作成	
地方自治体からの受託による事業	母子家庭等就業・自立支援センターの運営 日常生活支援事業の実施 / 自立支援プログラムの策定 母子生活支援施設の運営 / 母子福祉センターの管理運営 母子家庭等就業支援講習会の実施 / 在宅就業支援、親子交流支援など	

### ■ 母子・父子福祉団体等を支援するメリットは？

おすすめ!

- 地元の母子・父子福祉団体等を活用することで、**地域に密着した事業運営**を行うことができます。
- ひとり親家庭の就業促進を通して、**地域・社会に貢献**できます。

詳しい情報・お問い合わせ先

全国のハローワーカー一覧  
(求人情報、助成金)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou\\_u/hellowork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_u/hellowork.html)



マザーズハローワーク事業  
ホームページ(求人情報)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21046.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21046.html)



都道府県労働局一覧(助成金)

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



母子家庭等就業・自立支援センター一覧(求人情報)

ひとり親家庭に対して無料の就業相談・講習会・情報提供などを行っています。(都道府県、政令指定都市、中核市に設置)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/72cff17e-bbb0-42a7-bc5e-a403c05d8ef1/83c19ea7/20240530\\_policies\\_hitori-oya\\_syuugyou-jiiritsu-center\\_07.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/72cff17e-bbb0-42a7-bc5e-a403c05d8ef1/83c19ea7/20240530_policies_hitori-oya_syuugyou-jiiritsu-center_07.pdf)



(一財)全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページ  
(母子・父子団体等の事業)

<http://www.zenbo.org/network>

